

美祢社会復帰促進センター整備・運営事業を，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に基づき，特定事業として選定したので，同法第8条の規定により，客観的な評価の結果を公表する。

平成16年9月10日

法務大臣 野沢 太三

美祢社会復帰促進センター整備・運営事業
特定事業の選定について

1. 事業の名称

美祢社会復帰促進センター整備・運営事業

2. 公共施設等の管理者等

法務大臣 野沢 太三

3. 事業の内容

美祢社会復帰促進センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)においては、選定事業者(以下単に「事業者」という。)は、実施方針のとおり、以下の業務を実施する。

- (1) 美祢社会復帰促進センター(以下「本施設」という。)の整備及び維持管理に関する業務
- (2) 本施設の運営に関する業務
- (3) 本施設に係る公務員宿舎の整備及び維持管理に関する業務

4. 事業方式

事業者が本施設を設計・建設した後、本施設の維持管理・運営を行い、事業期間終了後国に無償で譲渡するBOT(Build-Operate-Transfer)方式により本事業を実施する。本事業の実施に必要な土地は、本事業の実施に必要な範囲を無償で貸し付ける。

5. 事業期間

契約締結日から平成37年3月31日までの期間とする。

6. 事業者の収入

国は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計及び建設業務に係る費用については、事業契約に基づき、あらかじめ定める額を維持管理・運営期間にわたり事業者に支払う。

また、国は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の維持管理及び運営に係る費用については、事業契約に基づき、あらかじめ定める額を維持管理・運営期間にわたり事業者に支払う。

事業者は、作業業務、購買業務及び職員食堂運営業務の実施により得られる収入を自

